

TOPICS 01

ヤングケアラーを知っていますか？

「ヤングケアラー」とは図のように、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがあります。

家事や家族のお世話などがつらいと感じる時は、自分が話しやすい身近な大人や学校の先生などに相談してください。また、青森県のヤングケアラーチャンネルのLINE相談もご活用ください。

ヤングケアラーの例（出典：こども家庭庁ホームページ）



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラー相談LINE
「青森県ヤングケアラーチャンネル」



〔問合せ〕 子育て健康課 子育て世代包括支援係
☎55-5370（本庁舎2階10番窓口）

TOPICS 02

さん

「三ない運動」を知っていますか？～政治家の寄附禁止～

年末年始は、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。皆さんは「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）を知っていますか。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。



①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、脅して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義に関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

〔問合せ〕 選挙管理委員会事務局 ☎55-5392（本庁舎3階16番窓口）

TOPICS 03

空家を所有・管理する皆さまへ ～冬期間の空家の管理に関するお願い～

個人の財産である空家や敷地は、所有者や相続人が適切に管理をする必要があります。
12月～3月の降雪シーズンにおいても、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しましょう。

万が一の際に
管理責任を問われることも…

降雪による倒壊や落雪で、近隣の家屋や通行人などへ被害を与えると、被害を受けた方から損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

倒壊や落雪を防ぎましょう！

定期的な点検や雪下ろしを行い、積雪による建物の倒壊や落雪による周辺への被害を未然に防ぎましょう。

〔問合せ〕 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437（第2庁舎）



除雪作業中の事故防止について

■毎年、除雪作業中の事故が多く発生しています。除雪作業をする際は事故防止のため、以下のことに注意しましょう。

①複数人で作業する

- ・事故に備えて2人以上で作業をする。
- ・1人で作業する場合は、家族や近所に声がけをする。

②安全な服装・装備で作業する

- ・ヘルメット、命綱を正しく装着する。
- ・動きやすい服装で作業をする。
- ・滑り止めのついた靴を着用する。

③除雪機は正しく安全に使用する

- ・除雪機に詰まった雪の除去は、エンジンを止めて行う。
- ・発進時は、転倒したり挟まれたりしないよう足元や後方の障害物に十分注意する。
- ・除雪機のまわりに人を近づけない。

④無理な作業はしない

- ・作業の前に準備運動をする。
- ・十分に休憩を取り、何回かに分けて作業する。

⑤屋根雪の落雪に注意する

- ・暖かい日の午後は特に注意する。
- ・軒下での作業はなるべく避ける。

屋根雪下ろし用の命綱などを
貸し出します

■屋根の雪下ろし中の事故を未然に防ぐため、平川消防署、碓ヶ関分署を通して命綱などの貸し出しをしています。数に限りがありますので貸し出しを希望される方は事前にお問い合わせください。

①貸出期間 12月19日(金)～令和8年3月31日(火)

②貸出用品 命綱ロープ20m、安全帯、ヘルメット
(1回あたり1セット)

③貸出場所 平川消防署（平田森前田331）
碓ヶ関分署（碓ヶ関湯向川添31-9）

④受付時間 8：30～17：00

⑤貸出対象 市内在住の方または団体等が市内で使用する場合

※営利活動には使用できません。

⑥注意点 貸出時には、必ず消防署員より注意事項の説明やロープの結び方などの指導を受けてもらうため、実際に命綱などを使用する方が申請にお越しくください。

★貸出の申請については、平川消防署（☎44-3122）または碓ヶ関分署（☎45-2240）にお問い合わせください。

〔問合せ〕 総務課 危機管理係 ☎55-5739（本庁舎3階22番窓口）

有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270



広報ひらかわに広告を掲載しませんか？

- 発行日 毎月15日
- 発行部数 11,300部／月

- 掲載料 縦44mm×横84mm カラー…20,000円
縦44mm×横179mm カラー…40,000円

※詳細につきましては市ホームページをご覧ください。

〔問合せ〕 政策推進課 ひらかわ魅力発信係 ☎55-5737